

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和四年十月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（GNSS測量）

二 測量の地域 五條市並びに吉野郡吉野町、十津川村及び東吉野村

三 測量の期間 令和四年十月十七日から令和五年二月二十八日まで